

小地域福祉活動団体(地域福祉会、いきいきサロン・地域の茶の間)

活動支援事業助成要項

《令和7年度共同募金による令和8年度助成》

1. 助成方針 この事業は、佐渡市共同募金委員会が赤い羽根共同募金を財源とし、佐渡市内の地域福祉を目的として実施する活動に対し、助成するものです。

2. 助成対象団体 佐渡市内の地域福祉を目的として事業をすすめている小地域福祉活動団体

3. 対象事業及び経費
 - (1) 地域福祉会
 - 【対象事業】
 - ・地域の見守り、支え合い等の活動事業
 - ・各種の学習会、研修会、講座、講演会、シンポジウム等の開催事業
 - ・地域福祉活動として、住民の社会参加、育成を図るための事業
 - 【対象経費】
 - ・研修会、講座、講演会等を開催する際の講師等の謝礼
 - ・事業の実施にかかるチラシ、ポスター等の作成及び配布等に要する経費
 - ・事業の実施に必要な消耗品、会場借上げ料、燃料費、食糧費等の経費
 - ・その他事業の実施のために必要な経費で、必要と認められる経費
 - ・食糧費については、食糧費総額の1/2以内を助成対象とします。

 - (2) いきいきサロン、地域の茶の間
 - 【対象事業】
 - ・高齢者や障がい者等が自立した生活を営むための地域におけるふれあい活動事業
 - ・住民の芸術、文化活動を通じての地域づくり事業
 - ・健康、生きがい活動の推進に関する事業
 - ・文化活動等を通じて介護予防を推進する事業
 - 【対象経費】
 - ・研修会、講座、講演会等を開催する際の講師等の謝礼
 - ・事業の実施に必要な消耗品、会場借上げ料、燃料費、食糧費等の経費
 - ・その他事業の実施のために必要な経費で、必要と認められる経費
 - ・食糧費については、食糧費総額の1/2以内を助成対象とします。

4. 対象外事業等

<対象外事業・団体>

- ・学校を除く、国・地方公共団体が設置または経営、その責任に属するものとみなされる団体
- ・政治、宗教、組合等の運動手段として行う活動や営利目的のあるもの
- ・補助、委託事業や介護保険など公的な制度の中で運営されている事業
- ・総会など団体の運営に要する経費や福祉を目的としないもの
- ・団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦のみを目的とするなど社会福祉的な性格の明らかでない事業または団体
- ・既に別の財源により実施されており、財源の振替により行われる事業
- ・事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能な事業

<対象外経費>

- ・事業に関する人件費やグループ、団体の会員が講師となる場合の謝金
- ・高額(概ね5万円以上)なOA関連機器及び備品、個人支給のための備品の購入
- ・会議や打ち合わせ時のお茶代等、交流を目的としない飲食費・研修旅行費や高額な旅費
- ・スタッフ等ボランティアの謝金及び交通費
- ・イベント等で不特定多数の方に提供される参加賞や記念品代等
- ・予備費等、用途不明な内容経費

5. 事業期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までに実施・完了する事業
6. 募集期間 令和7年3月24日(月) ～ 令和7年4月18日(金)必着
7. 助成金額 (1)地域福祉会 1事業 20,000円を上限
(2)いきいきサロン、地域の茶の間事業は(別表)助成額一覧を各上限とする。
※いずれも事業費総額の90%以内
※1団体で本助成事業と地域福祉活動団体等活動助成事業、地域食堂等活動支援事業を申請する場合、併せて7万円を上限とします。
8. 助成交付までの手順
- | | |
|----------|-----------------|
| 令和8年2月下旬 | 助成額の決定 |
| 令和8年6月中旬 | 助成交付式の開催、助成額の交付 |

※申請後、助成審査委員会(2回)において審査し、必要に応じ団体へのヒアリングを行い、助成額の決定をいたします。

9. 応募方法

申請用紙に必要事項を記入し、提出ください。

- (1) 共同募金小地域福祉活動団体助成申請書
- (2) 会則、規約
- (3) 助成要望事業計画書
- (4) 会員等名簿(助成申請以外の使用及び公表はいたしません。)
- (5) チラシなど会を周知するもの

※(1)～(3)は必須、(4)・(5)は作成がある場合添付してください。

10. その他

事業を実施する際は、共同募金による助成事業であることを明示または周知すること。

11. お問い合わせ・提出先

佐渡市共同募金委員会(佐渡市社会福祉協議会本所内)

〒952-0206

佐渡市畑野甲533番地(佐渡市役所畑野行政サービスセンター2階)

TEL(0259)81-1155 / FAX(0259)81-1156

◇提出は佐渡市共同募金委員会のほか、最寄りの社会福祉協議会支所・地域センターでもできます。

別表

いきいきサロン事業、地域の茶の間事業助成額一覧表

開催回数	上限額	備考	
1～6回	20,000 円	・開催回数に関わらず 20,000 円を上限とする ・以降開催回数が増すごとに、1回につき 3,000 円を上乗せした額を上限とする。	
7回	23,000 円		
8回	26,000 円		
9回	29,000 円		
10回	32,000 円		
11回	35,000 円		
12回	38,000 円		
13回	41,000 円		
14回	44,000 円		
15回	47,000 円		
16回	50,000 円		
17回	53,000 円		
18回	56,000 円		
19回	59,000 円		
20回	62,000 円		
21回	65,000 円		
22回	68,000 円		
23回～	70,000 円		・以降開催回数に関わらず 70,000 円を上限とする。